

# 市有物件売却のお知らせ

## ●一般競争による入札

一般競争入札による売却は、購入希望者に入札に参加していただき、予定価格以上で最も高い価格をつけた方を購入者に決定する方法です。

申込期限 11月30日(月)

入札日 12月8日(火) 午後2時～

※入札要領は管財課で配布するほか、HPでも公開します。

物件番号	土地の所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )	予定価格(円)	備考
1	久々野町無数河字坂之下629番2	宅地	403.77	未公表	建物含む
2	国府町三川537番1	雑種地	250.59	未公表	

## ●公募抽選による物件

申込期限 11月27日(金)

※管財課、またはHPにある申込書に必要事項を記入し、管財課へ提出いただきます。

物件番号	土地の所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )	価格(円)
1	新宮町3598番3	雑種地	324.63	18,276,000
2	清見町三日町字島田552番4	宅地	273.71	9,935,000
3	清見町三日町字島田552番5	宅地	281.40	9,764,000
4	清見町三日町字島田552番6	宅地	273.85	9,502,000
5	清見町三日町字島田552番11	宅地	297.87	10,336,000
6	清見町三日町字島田552番12	宅地	306.38	10,631,000
7	清見町三日町字島田552番14	宅地	306.37	11,121,000
8	久々野町久々野字中島2540番32	宅地	180.00	2,970,000
9	久々野町久々野字中島2540番33	宅地	180.00	2,970,000
10	久々野町久々野字中島2540番12	宅地	284.43	4,293,471
11	久々野町無数河字坂之下570番5	宅地	351.42	9,980,000

# 「新成人を祝うつどい」を開催

平成元年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方を対象に、「平成22年新成人を祝うつどい」を開催します。

なお、時間や参加費などは、各地区の実行委員会では、各地区的の実行委員会では、決定されます。

**申込方法** 実行委員会から送付される案内状に同封のはがきで、11月30日(月)までに申し込む(市外へ転出されている方は電話でお問い合わせください)。

開催日	地区・校区	場所(住所)
1月1日(金・祝)	上宝・奥飛騨温泉郷	奥飛騨総合文化センター(奥飛騨温泉郷村上)
1月2日(土)	一之宮	一之宮公民館(一之宮町)
	久々野	久々野公民館(久々野町久々野)
1月3日(日)	朝日	燦燦朝日館(朝日町万石)
	高根	高根公民館(高根町上ヶ洞)
1月10日(日)	国府	JAひだ国府会館(国府町広瀬町)
	日枝	ホテルアソシア高山リゾート(越後町)
	松倉	高山グリーンホテル(西之一色町2)
	中山	高山フローラ(桐生町8)
	東山	ひだホテルプラザ(花岡町2)
	丹生川	丹生川文化ホール(丹生川町町方)
	清見	きよみ館(清見町三日町)
荘川	荘川総合センター(荘川町新瀨)	

## 「はたちの思い一行詩」を募集します。

新成人を対象に、はたちを迎えての決意や夢、20年間を振り返って心に残っていることなどをまとめた一行詩(50字以内)を募集します。

**申込方法** 11月30日(月)までに案内状に同封のはがきに記入して申し込む。

問合せ先 **生涯学習課**  
☎35-3155

問合せ先 **管財課** ☎35-3135

# 守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ

## 11月は「児童虐待防止推進月間」です

親が子どもを傷つけたり、子どもの生命が奪われる事件が後を絶ちません。児童虐待は、発生の予防から早期発見・早期対応が非常に大切です。虐待を受けている、または虐待している場合、または虐待している場合は、本人が告白するケースは少なく、周囲が子どもたちの様子を注意深く見守る

必要があります。虐待の疑いがあると思われれば、すぐに連絡をお願いします。連絡は子どもを守るためのものです。連絡をされた方が特定されないよう個人情報保護は厳守します。

問合せ先

子育て支援課  
☎35-3140

## 児童虐待とは…

- 身体的虐待  
殴る、ける、やけどを負わすなど
- 心理的虐待  
言葉による脅し、無視する、子どもの目の前で夫婦間の暴力など
- 性的虐待  
性的行為の強要など
- ネグレクト(育児放棄)  
食事を与えない、ひどく不潔にするなど

## ◎連絡・相談窓口

- ・月～金曜日  
高山市家庭児童相談室 ☎35-3179  
(午前8時30分～午後5時15分)
- ・上記以外夜間・休日  
市役所 ☎32-3333

## 子育て応援特別手当支給事業(平成21年度版)の 停止について

3歳～5歳児を対象とする「子育て応援特別手当」については、先の広報でお知らせし、支給に向けて準備を進めていたが、国の方針変更により、予定されていた手当の支給は行わないことになりましたのでお知らせします。

問合せ先 子育て支援課 ☎35-3140